

保存版

平成30年6月8日

京都市立楽只小学校
校長 井川 勝

台風に対する非常措置について

台風等により京都市（『京都南部』または、『京都・亀岡』）に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意していただきますようお願いいたします。（PTAメール配信でもお知らせします。）

1 登校前に、『暴風警報』が発令された場合

- (1) 『暴風警報』が解除されるまで、登校を見合せ、自宅で待機させてください。
(2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

暴風警報解除の時間帯	授業開始の時間帯
①午前7時までに解除になった場合	※平常どおり集団登校で登校
②午前9時までに解除になった場合	※3校時（10時50分）までに集団登校で登校 (給食はあります) 10時30分に集団登校場所に集合 10時35分に出発
③午前11時までに解除になった場合	※午後1時30分までに集団登校で登校 (給食はありません) 1時10分に集団登校場所に集合 1時15分に出発
④午前11時現在警報発令中の場合	※臨時休業

2 登校後に、『暴風警報』が発令された場合

- (1) 気象状況、通学路の状況など安全に十分配慮し、帰宅させます。
(2) 帰宅させる時は、以下の措置をとります。

- ①町別担当の教員が引率し、集団下校します。
②自宅に家族がおられない場合は、保護者の方と連絡を取り、その後のことを相談します。
③自宅に家族がおられず、連絡も取れない場合は、連絡が取れるまで学校で待たせるようにします。

※『暴風警報』が出た場合は、原則として児童館も休みとなります。

3 『特別警報』が発令された場合

特別警報解除の時間帯	授業開始の時間帯
①午前0時までに解除になった場合	※5校時（13時55分）から始業 (給食は中止)
②午前0時現在、『特別警報』発令中の場合	※臨時休業

※在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、『暴風警報』のとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。（万一の事態に備え、日頃からお子たちに家族の連絡方法をお伝えいただきますよう、よろしくお願いします。）